



茨城県報

第 1 4 5 8 号

平成15年 4 月17日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 使用料の徴収事務の委託 (女性青少年課)	2
● 包括外部監査契約の締結 (総務課)	2
● 手数料の徴収事務の委託 (厚生指導課)	2
● 救急医療協力診療所の指定 (医療整備課)	3
● 救急医療協力病院の指定取消し (医療整備課)	3
● 指定居宅サービス事業者の指定 (3 件) (高齢福祉課)	3
● 指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課)	4
● 指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)	4
● 指定居宅介護支援事業者の指定 (4 件) (高齢福祉課)	5
● 指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課)	6
● 大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (商業流通課)	6
● 使用料の徴収事務の委託 (林政課)	8
● 土地収用法による事業の認定 (用地課)	9
● 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	10
● 土地改良区役員の就任 (2 件) (土地改良事務所)	11
● 土地改良区役員の退任 (2 件) (土地改良事務所)	12
● 土地改良区の清算結了に伴う清算人の退任 (土地改良事務所)	13

(選挙管理委員会)

● 政治団体の設立届出	13
● 政治団体の届出事項の異動届出	14
● 政治団体の解散届出	18
● 資金管理団体の指定届出	18
● 資金管理団体の届出事項の異動届出	19
● 資金管理団体の指定の取消しの届出	19
● 資金管理団体でなくなった旨の届出	19

公 告

● 落札者等の公示 (消防防災課)	20
● 都市計画の図書の縦覧 (4 件) (都市計画課)	20
● 落札者等の公示 (出納第一課)	21

正 誤

●平成15年 3 月27日付け茨城県報第1452号中.....22

告 示

茨城県告示第573号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料徴収を委託した。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人茨城県青少年協会

2 委託にかかる使用料

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する茨城県立青少年会館の研修室及び宿泊室の使用料

3 委託期間

平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日

~~~~~

## 茨城県告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

平成15年 4 月 1 日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用、実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 安 四 郎

住 所 水戸市緑町 3 丁目 9 番12号

## 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払により支払うものとする。ただし、概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、必要があると認める金額について概算払する。

~~~~~

茨城県告示第575号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受 託 者

財団法人筑波メディカルセンター

- 2 委託に係る証明手数料等 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）に規定する証明手数料その他の収入金
- 3 委託期間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで

茨城県告示第576号

次の診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
太 田 医 院	つくば市手代木字上谷原309 - 4

茨城県告示第577号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
半 谷 医 院	下館市二木成1318

茨城県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	つくば市社会福祉協議会茎崎事業所	つくば市下岩崎2068番地	訪問介護	平成15年 4 月 1 日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	デイサービスセンター茎崎	つくば市下岩崎2068番地	通所介護	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会	牛久市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	牛久市女化町859番地 3	訪問介護	平成15年 4 月 1 日
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会	牛久市社会福祉協議会指定通所介護事業所	牛久市女化町859番地 3	通所介護	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第580号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 弥寿楽喜	ケアネス やすらぎ	下館市大字二木成827番地 5	訪問介護	平成15年 4 月 8 日

茨城県告示第581号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指 定 時 の 事業所の名称	指定時の事業所の 所 在 地	サービスの 種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
社会福祉法人 清常会	けやきホームヘルプサービスステーション	石岡市東大橋2757	訪問介護	事業所（施設）の所在地 東茨城郡茨城町下座755	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第582号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
社会福祉法人荃崎町社会福祉協議会	社会福祉法人荃崎町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	つくば市下岩崎2068番地	訪問介護	平成15年 3 月31日
社会福祉法人荃崎町社会福祉協議会	社会福祉法人荃崎町社会福祉協議会指定通所介護事業所	つくば市下岩崎2068番地	通所介護	平成15年 3 月31日
NPO法人 然	グループホームめぐる	土浦市乙戸1004 - 17	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 3 月 1 日
社会福祉法人恵和会	めぐみ老人デイサービスセンター	水戸市見和 2 - 200 - 6	通所介護	平成15年 3 月31日
財団法人牛久市高齢者福祉事業団	牛久市高齢者福祉事業団	牛久市女化町859番地の 3	訪問介護	平成15年 3 月31日

法 人 名	事 業 所 名	事業所の所在地	サービ スの 種 類	廃 止 年月日
財団法人牛久市高齢者福祉事業団	牛久市高齢者福祉事業団	牛久市女化町859番地の 3	通所介護	平成15年 3 月31日
北茨城市	北茨城市デイサービスセンター 「ライト」	北茨城市華川町白場187 - 27	通所介護	平成15年 3 月31日

茨城県告示第583号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会	牛久市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	牛久市女化町859番地 3	居宅介護支援	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第584号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	つくば市社会福祉協議会荳崎事業所	つくば市下岩崎2068番地	居宅介護支援	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第585号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種類等	指 定 年月日
有限会社 弥寿楽喜	ケアネス やすらぎ	下館市大字二木成827番地 5	居宅介護支援	平成15年 4 月 8 日

茨城県告示第586号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 メデカジ ヤパン	岩瀬ケアセンター そよ風	西茨城郡岩瀬町岩瀬30 - 2	居宅介護支 援	平成15年 4 月 1 日
有限会社 めぐみ福 祉サービス	有限会社 めぐみ福祉サービス	猿島郡三和町諸川786 - 10	居宅介護支 援	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第587号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
株式会社フォーラル まーがれっと薬局	株式会社フォーラルまーがれっと 薬局	西茨城郡友部町平町1635 - 22	居宅介護支 援	平成15年 1 月31日
社会福祉法人荃崎町 社会福祉協議会	社会福祉法人荃崎町社会福祉協議 会指定居宅介護支援事業所	つくば市下岩崎2068番地	居宅介護支 援	平成15年 3 月31日
社会福祉法人芳香会	介護保険支援センター青嵐荘	猿島郡三和町尾崎323	居宅介護支 援	平成15年 3 月31日
財団法人牛久市高齢 者福祉事業団	牛久市高齢者福祉事業団	牛久市女化町859番地の 3	居宅介護支 援	平成15年 3 月31日

茨城県告示第588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社シゲウチ

代表取締役 戸 部 晃

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚チェーン北茨城店

北茨城市磯原町磯原437 - 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ふじもと	水戸市新原 1 丁目 2 番18号	藤 田 佳 宏

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325 - 19	桐 村 幸 男

(3) 変更の年月日

平成14年 7 月19日

(4) 変更する理由

小売業の退店・出店による

3 届出年月日

平成15年 4 月 3 日

茨城県告示第589号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

(2) 住所

東京都昭島市中神町1160番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーマート住吉店

水戸市元吉田町一里塚西1478— 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後 8 時

(変更後) 午前 9 時45分～午後10時15分

(3) 変更する年月日

平成15年 4 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社黒田青果	東茨城郡内原町三湯254— 2	黒 田 新 一
株式会社いいの	埼玉県戸田市笹目 3 —18—12	飯 野 忠
株式会社ジャパンミート	東茨城郡小川町小川956	境 弘 治
株式会社兼高	埼玉県草加市南大塚203— 7	小 池 一 良

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,345m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 121台

(イ) 駐輪場の収容台数 15台

(ウ) 荷さばき施設の面積 48m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 27 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0 時～午後 4 時

3 届出年月日

平成15年 3 月31日

茨城県告示第590号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき公表する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

水戸市上国井町3118番地の21

財団法人茨城県農林振興公社

2 徴収の事務を委託する使用料

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）に基づく使用料及び入園料

3 委託期間

平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで

茨城県告示第591号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 社会福祉法人樺山会

2 事業の種類 痴呆対応型老人共同生活援助施設整備事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分

茨城県鹿島郡旭村大字樺山字蒲綱地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する事業であるため、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の規定に基づく「老人福祉法に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業」であり、起業者である社会福祉法人樺山会は、平成12年度第 4 回理事会において、本件事業計画に対する承認を受けているとともに、平成14年度第 2 回理事会において、本件事業費に対する承認も受けており、本件事業に必要な自己資金も有していることから、本件事業を遂行する意思と能力を有しており、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる利益については、在宅で生活を続ける要援護痴呆性高齢者にとって、日常生活上の様々な制約から、ストレスの多い状況に置かれており、また、症状が進むと転院が求められることなどが原因でさらに症状が悪化するケースもあり、さらに、要援護痴呆性高齢者と共に暮らす家族にとっても、記憶障害等によって引き起こされるこれら痴呆性高齢者の食事や徘徊、火の不始末など、日常生活の行動が深刻な精神的負担にもなっていることから、本件事業の施行により共同生活を営みながら入浴・排泄・食事などの介護と機能訓練を受けられる施設が整備されれば、これら痴呆性高齢者の生活行動障害の緩和や認知障害に陥りやすい混乱を最小限に抑えることが可能となり、痴呆の進行の抑制にもつながるとともに、家族の介護や精神的負担の軽減も図ることができるものと認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、騒音、水質、景観面における周辺環境に及ぼす影響が考えられるが、起業地周辺は、主に農地であり、起業者が設置した社会福祉施設以外に家屋などの建物もないことから、本件施設入所者が屋外で散歩などを行ったとしても、これによる起業地周辺への騒音面での影響

は極めて軽微なものであると認められる。また、起業地内から排出される雨水は、起業地に隣接する道路地内の雨水排水路に排水処理することが可能であり、本件施設から排出される汚水についても、起業地内に合併浄化槽を設置し、敷地内処理することから、これらによる起業地周辺への水質面での影響は極めて少ないものと認められる。さらに、起業地内の周囲に植栽を施し、起業地内外からの景観に配慮していることから、これによる起業地周辺への景観面での影響は極めて軽微なものと認められる。その他、本件事業計画や環境問題などに対する反対もないことから、失われる公共の利益は軽微であると認められる。

なお、本件事業の起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件をもとに、3案について総合的に比較検討した上で最も合理的な事業計画（全体事業費が最も安価で、本件施設に近接して起業者が設置している社会福祉施設入所者との交流がしやすく、目的を果たし得る最も有効な位置にあるなど総合的に優位な案）を採用しており、起業地を本件事業に用いることが最も適切であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、痴呆性高齢者グループホーム協議基準により、本件施設に求められている役割を実現するために必要な居室、居間・食堂、浴室・洗面所、台所、便所、事務室、駐車場などを必要な範囲で配置していると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すること、また、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていることから、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、旭村の「旭村老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の高齢者実態調査や茨城県の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画「いばらき高齢者プラン21」における痴呆対応型共同生活援助施設の旭村内における必要数に基づき、1ユニット9名分の本件施設を整備するものであり、また、旭村内において、現在、本件施設が未整備の状況にあることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用しようとする公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条に掲げる各要件を全て充足すると判断される。

以上により、社会福祉法人縦山会より申請のあった痴呆対応型老人共同生活援助施設整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

旭村役場

~~~~~

茨城県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                                | 旧新の別            | 敷地の幅員                                         | 延 長               | 摘 要          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>153番 1 地先から<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>2452番 1 地先まで<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>153番 1 地先から<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>2452番 1 地先まで | 旧<br>(A)<br>(B) | メートル<br>最大 26.0<br>最小 8.0<br>最大 2.8<br>最小 2.7 | メートル<br>105<br>49 |              |
| 西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>153番 1 地先から<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>2452番 1 地先まで<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>153番 1 地先から<br>西茨城郡七会村大字小勝字下宿<br>2452番 1 地先まで | 新<br>(A)<br>(B) | 最大 26.0<br>最小 8.0<br>最大 2.8<br>最小 2.7         | 105<br>49         | 交通安全<br>施設設置 |

## 茨城県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 4 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 猿島水海道線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長        | 摘 要  |
|--------------------------------------------------------------|------|--------------------------|------------|------|
| 猿島郡猿島町大字内野山字釜前902番 1<br>地先から<br>岩井市大字大馬新田字沓掛下乙 8 番 1<br>地先まで | 旧    | メートル<br>最大 6.0<br>最小 4.3 | メートル<br>64 |      |
|                                                              | 新    | 最大 8.0<br>最小 5.7         | 64         | 橋梁架替 |

## 茨城県告示第594号

水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 4 月17日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                  |
|-----|---------|----------------------|
| 理 事 | 本 間 源 基 | ひたちなか市大字東石川1296番地の28 |
| "   | 三 村 孝 信 | 東茨城郡常北町大字石塚532番地の 1  |
| "   | 石 井 哲 雄 | 下館市大字島38番地の 8        |
| 監 事 | 高 畠 保 男 | 那珂郡那珂町大字飯田2185番地     |

## 茨城県告示第595号

稲敷郡河内町源清田5960番地に事務所を置く豊田新利根土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 4 月17日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 椎 名 勝 則 | 龍ヶ崎市八代町483番地 |

## 茨城県告示第596号

水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 4 月17日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

## 退 任

| 職 名 | 氏 名   | 住 所                |
|-----|-------|--------------------|
| 理 事 | 岡 田 広 | 水戸市見和 2 丁目202番地の 7 |

## 茨城県告示第597号

石岡市南台三丁目 2 番 1 号に事務所を置く石岡台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 4 月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

## 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 成 島 忠 行 | 行方郡玉造町甲221番地        |
| "   | 井 坂 登喜男 | 東茨城郡美野里町大字小岩戸1255番地 |
| "   | 谷 山 潤   | 行方郡玉造町大字谷島91番地      |
| "   | 諏 訪 庄五郎 | 新治郡八郷町大字山崎569番地     |

## 茨城県告示第598号

園部川土地改良区の解散に伴い、次の者が清算人を退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第19号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成15年 4 月17日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

退 任

| 氏 名     | 住 所                   |
|---------|-----------------------|
| 金 子 雄次郎 | 東茨城郡美野里町大字竹原1473番地の 2 |
| 佐 久 公 男 | 〃 2065番地              |
| 市 村 英 夫 | 〃 中郷741番地の 1          |
| 島 田 政 則 | 〃 2107番地              |
| 本 田 寛   | 石岡市東府中30番 1 号         |
| 清 水 弘 一 | 東茨城郡美野里町大字上馬場285番地    |
| 幡 谷 邦 雄 | 東茨城郡小川町大字宮田124番地      |
| 幡 谷 弘   | 〃 279番地               |
| 岡 野 英 一 | 東茨城郡美野里町大字竹原中郷372番地   |
| 岡 野 光 裕 | 〃 大字上馬場449番地          |

~~~~~  
(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	届出年月日
大高しげる後援会	岡 村 喜 作	大 高 寅之助	古河市緑町43 - 21	15. 3. 3
さとう順一後援会	佐 藤 方 彦	片 岡 邦 男	東茨城郡茨城町奥谷129番地	15. 3. 4
取手ネットワーク	角 田 知 巳	額 賀 正 雄	取手市井野台 1 - 21 - 4 - 132	15. 3. 6
はくと仲久後援会	諏 訪 芳 明	白 戸 仲 徳	猿島郡総和町大字西牛谷101番地 1	15. 3. 6
池田正文後援会	信 田 朋 輝	清 水 徳 幸	石岡市国府 7 - 2 - 53	15. 3. 7
石岡ひだまりの会	阿久津 弘	清 水 徳 幸	石岡市国府 7 - 2 - 53	15. 3. 7
山本しょうじと共に私たちのまちをつくる会	寺 内 里 巳	富 田 信 夫	稲敷郡江戸崎町高田3686	15. 3. 7
波多昭治後援会	波 多 昭 治	三 浦 宗 彦	水戸市河和田 1 - 1546 - 1 - 7 - 104	15. 3. 7
谷田川隆司後援会	小 泉 孝	坂 根 正 治	龍ヶ崎市貝原塚町2045の 1	15. 3. 10
高野清美後援会	高 野 清 美	高 野 清 美	牛久市刈谷町 1 - 73	15. 3. 11
吉翔会	草 間 寛	相 沢 武 男	岩井市大字岩井3301 - 13	15. 3. 12
クリーン古河市民の会	山 本 清 吉	清 水 一 彦	古河市常盤町 9 番 3 号	15. 3. 12
さわやか懇談会	根 本 光 明	山 本 義 重	牛久市田宮町375番地の 2	15. 3. 12

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉田ちづこ後援会	吉 田 ちづこ	吉 田 ちづこ	土浦市中村南 1 - 7 - 2	15. 3. 14
川崎アツシ応援団	清 水 正 栄	川 崎 寿 美	水戸市千波町1475 - 9	15. 3. 14
政治結社大日本弘勝義塾	柳 瀬 勝 久	大久保 槇 雄	新治郡玉里村栗又四ヶ1515 - 93	15. 3. 14
21. 取手未来を考える会	笠 原 巖	長 塚 綾 子	取手市戸頭 7 丁目 7 - 29	15. 3. 14
あらい武後援会	荒 井 武	荒 井 恭 子	土浦市永国592 - 2 アヴェニール21 E号室	15. 3. 14
小古井芳一後援会	小古井 芳 一	小古井 芳 一	鹿嶋市平井1359 - 113	15. 3. 17
かつまた栄子と街作りを考える会	辻 川 明 子	勝 保 明	牛久市栄町 4 丁目94	15. 3. 17
伊藤ひとし後援会	鈴 木 久 夫	金 野 智 子	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3009 - 1	15. 3. 19
再建党	柴 長 昌	柴 長 昌	結城市大字結城7099番地 3	15. 3. 19
山下きょういちとはばたく会	山 下 恭 一	山 下 かをる	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲4385	15. 3. 20
田村遠渡丸後援会	富 田 忠 雄	山 下 稔	鹿嶋市平井1350 - 389	15. 3. 24
あおき俊一後援会	青 木 俊 一	服 部 明	日立市幸町 2 - 13 - 6	15. 3. 26
木村宗之後援会	大曾根 直	木 村 徳 樹	那珂郡山方町西野内177	15. 3. 28
鈴木喜一郎後援会	鈴 木 義 次	渡 辺 広 司	猿島郡五霞町山王237 - 1	15. 3. 28
明日の新治を考える会	井 坂 延 男	栗 原 忠	新治郡新治村藤沢3850	15. 3. 31
完賀浩光後援会	小 野 薫	押 手 永 三	新治郡新治村上坂田610	15. 3. 31
おおこ金四郎後援会	大 湖 金四郎	大 湖 金四郎	稲敷郡江戸崎町犬塚882 - 2	15. 3. 31
河内町正常化政治連盟	大 竹 博	宮 本 秀 樹	稲敷郡河内町生板752番地	15. 3. 31
山田かずよし後援会	岡 田 金 男	酒 井 光 生	稲敷郡河内町生板752番地	15. 3. 31

茨城県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	沼田あきひろ後援会		内 山 裕		15. 3. 3
旧			丸 谷 一 也		
新	桧山せつお後援会		内 山 裕		15. 3. 3
旧			丸 谷 一 也		
新	茨城県高圧ガス政治連盟	宇田川 肇之助			15. 3. 4
旧		関 辰 男			
新	牧野米春後援会		岩 田 秀 夫		15. 3. 4
旧			田 山 和 義		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	茨城県ビルメンテナンス政治連盟		長谷川 哲 雄		15. 3. 7
旧			横 張 弘 志		
新	自由民主党茨城県ビルメンテナンス協会支部		長谷川 哲 雄		15. 3. 7
旧			横 張 弘 志		
新	橋本まさる社団法人茨城県ビルメンテナンス協会後援会		長谷川 哲 雄		15. 3. 7
旧			横 張 弘 志		
新	自由民主党下妻支部	山 中 乙 代			15. 3. 7
旧		山 中 博			
新	茨城県酒類問題研究会	廣 瀬 淳 一	森 嶋 鎮一郎		15. 3. 10
旧		田 中 栄 二	廣 瀬 淳 一		
新	自由民主党茨城県第七選挙区支部	永 岡 洋 治	粕 谷 勇 二	古河市本町 2 - 7 - 13	15. 3. 10
旧		山 口 武 平	粕 田 良 一	猿島郡総和町下大野1545	
新	藤山会	小 松 清 一		日立市会瀬町 2 - 5 - 17	15. 3. 11
旧		石 川 誠		日立市会瀬町 2 - 6 - 29	
新	関根ひろ子後援会			水戸市見和 2 - 473 - 33	15. 3. 12
旧				水戸市三の丸 2 - 11 - 11	
新	自民党常北支部		根 本 正 典		15. 3. 13
旧			小 坏 孝		
新	日本共産党南部地区委員会		美 濃 孝 二		15. 3. 13
旧			宮 本 正 弘		
新	福田耕四郎後援会	笹 島 岩 男			15. 3. 17
旧		松 本 喜 義			
新	白土仙三郎後援会	鈴 木 新 一	白 土 亮		15. 3. 17
旧		鈴 木 光	鈴 木 新 一		
新	茨城県畜産政治連盟		滑 川 敏 子		15. 3. 17
旧			打 越 秀 雄		
新	錦織孝一後援会	箕 輪 富 公	錦 織 正 道		15. 3. 17
旧		細 田 栄 三	細 田 憲 蔵		
新	大野よしお後援会	吉 田 喜 一			15. 3. 17
旧		鈴 木 守			
新	木村睦後援会	高 野 源太郎			15. 3. 17
旧		大 谷 博 佑			
新	細田精吉後援会	栗 林 豊			15. 3. 17
旧		栗 林 忠 勝			
新	JAM茨城政治連盟			土浦市港町 1 - 7 - 3 小島ビル 3 階	15. 3. 18
旧				新治郡千代田町下稲吉3942 - 2	
新	村田まさかつサポーターの会			水戸市五軒町 3 - 3 - 61	15. 3. 18
旧				水戸市五軒町 3 - 3 - 63 - 302	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自民党茨城県傷痍軍人会支部		沢 村 昇		15. 3. 19
旧			中 根 慶 二		
新	日本共産党茨城西部地区委員会		加 茂 誠 司		15. 3. 19
旧			稲 葉 修 敏		
新	日本共産党茨城北部地区委員会	福 田 明	辻 井 英 雄		15. 3. 19
旧		辻 井 英 雄	藤 田 邦 良		
新	総和町橋本昌後援会	粕 田 良 一		猿島郡総和町下大野1545	15. 3. 20
旧		長 浜 政 治		猿島郡総和町上辺見472	
新	自由民主党三和支部		鈴 木 隆		15. 3. 20
旧			倉 本 志津夫		
新	吉川道隆後援会	吉 川 文 隆		高萩市安良川686	15. 3. 24
旧		舟 生 佳 紀		高萩市下手綱1455 - 2	
新	心武館仙心塾		石 川 寿 生		15. 3. 25
旧			三 好 宏		
新	心武館徳心塾	馬 淵 秀 和	津 田 勝 雄	土浦市真鍋新町10 - 9	15. 3. 25
旧		田 山 英 雄	花 崎 祐 介	土浦市真鍋新町20 - 39	
新	自民党茨城県バス支部	竹 内 成 一	瀬 谷 憲 雄		15. 3. 25
旧		羽 富 友五郎	岩 坂 寛 市		
新	石井保男後援会	椎 名 武	鈴 木 勝二郎		15. 3. 25
旧		宮 田 秀二郎	宮 田 汎		
新	磯崎くきお後援会		薄 井 勝 志		15. 3. 25
旧			小 林 信		
新	うちだ正一後援会				15. 3. 25
旧	内田正一後援会				
新	小松崎七郎後援会		小野瀬 和 男		15. 3. 25
旧			国 井 悦 夫		
新	佐々木喜章後援会		若 泉 安 則		15. 3. 25
旧			大 谷 喜重郎		
新	自由民主党茨城県ひたちなか市第二支部		薄 井 直 人		15. 3. 25
旧			戸 田 喜八郎		
新	政治結社心武館筑波健山塾	飯 岡 賢 治	飯 岡 賢 治	つくば市田中1441 - 2	15. 3. 25
旧		古 川 翼	古 川 翼	つくば市花畑 3 - 12 - 10	
新	東京電力労働組合政治連盟	永 井 光 男	小 室 正 己		15. 3. 25
旧		荻 谷 忠 士	浜 田 美 彦		
新	とみやま俊一後援会		富 山 俊 一		15. 3. 25
旧			宮 田 利		
新	茨城県商工政治連盟		中 嶋 信 博		15. 3. 26
旧			前 田 尚 利		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	日本薬業政治連盟茨城県支部			水戸市元吉田町1700潮田三国堂薬品(株)内	15. 3. 26
旧				水戸市大塚町1852 - 4 潮田三国堂薬品(株)内	
新	茨城県商工連盟		田 村 輝 穂		15. 3. 26
旧			石 川 治		
新	根本ようじ後援会	栗 原 正 吾			15. 3. 26
旧		宮 崎 勇			
新	山口りつり後援会		山 口 明 理		15. 3. 26
旧			高 木 民 治		
新	滝澤吉栄後援会	広 原 務			15. 3. 27
旧		山 本 好 彦			
新	新政会		滝 澤 吉 栄		15. 3. 27
旧			石 井 章		
新	黒羽宏と安心の村を創ろう会			那珂郡東海村白方1737 - 215	15. 3. 27
旧				那珂郡東海村舟石川502 - 1 マルイハイツ201	
新	滝本和男後援会			岩井市岩井4355番地	15. 3. 27
旧				岩井市岩井4346 - 2 番地	
新	玉造順一後援会			水戸市米沢町433 - 30	15. 3. 27
旧				水戸市大工町 3 - 4 - 24	
新	岡崎不忘後援会		岡 崎 秀 子		15. 3. 27
旧			瀬 谷 猛		
新	山口武平後援会		関 口 衛		15. 3. 27
旧			藤 野 博		
新	自由民主党茨城県農協支部		金 澤 政兵衛		15. 3. 27
旧			東 間 實		
新	税理士による額賀福志郎後援会			鹿島郡神栖町奥野谷2031	15. 3. 28
旧				行方郡麻生町舟子275	
新	栗原ひろし後援会	柳 田 和 義			15. 3. 28
旧		大 木 藤 夫			
新	明日の波崎をつくる若波の会	飯 塚 洋 市			15. 3. 28
旧		笹 本 登志子			
新	茨城県自動車整備政治連盟		綿 引 二 實夫		15. 3. 28
旧			北 中 貞		
新	自民党茨城県自動車整備支部		綿 引 二 實夫		15. 3. 28
旧			北 中 貞		
新	今一男後援会		横 山 光 晴		15. 3. 28
旧			松 島 修		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	千葉ひろし後援会		横 山 光 晴		15. 3. 28
旧			松 島 修		
新	ぬかが福志郎後援会	谷 田 二 郎			15. 3. 28
旧		坂 本 常 蔵			
新	大和久昇後援会	大和久 昇			15. 3. 31
旧		稲 垣 一 郎			
新	伊藤みちろう後援会		日 置 栄 男		15. 3. 31
旧			後 藤 弘		
新	再建党			結城市大字中211	15. 3. 31
旧				結城市大字結城7099 - 3	

茨城県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤昌広後援会	金 原 信 之	星 五 男	新治郡千代田町稲吉南3 - 11 - 10	15. 3. 6
大高重信後援会	大 森 林 一	大 森 一 二	那珂郡山方町久隆473 - 1	15. 3. 10
茨城21世紀フォーラム	神 風 英 男	八 城 政二良	古河市中央町2 - 2 - 4	15. 3. 10
清水のぼるを育てる会	清 水 昇	松 本 広之介	ひたちなか市高場937	15. 3. 17
小貫隆夫後援会	秋 山 誠 一	小 貫 敏 子	那珂郡那珂町下江戸1047	15. 3. 19
大橋まさお後援会	大 橋 三 郎	大 橋 百合子	鹿嶋市大船津3572	15. 3. 19
地域を元気にする会	坪 井 正 巳	大 森 伸 子	新治郡千代田町下稲吉938 - 3	15. 3. 19
わたなべ伸励ます会	笹 目 操	小松崎 信 吉	新治郡玉里村大字下玉里516 - 1	15. 3. 24
女性党茨城県那珂郡支局	後 藤 久 子	後 藤 久 子	那珂郡那珂町中台40	15. 3. 26
江尻勝司後援会	蛭 田 保 夫	江 尻 誠	日立市東成沢町2 - 1 - 15	15. 3. 27
おかの直治を育てる会	河 嶋 正 弘	岡 野 節 子	水戸市千波町1150 - 1 石川ビル1F	15. 3. 31
忠末裕一と仲間たちのネットワーク	忠 末 裕 一	海 野 隆	水戸市堀町1140 - 4	15. 3. 31

茨城県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
波 多 昭 治	水戸市議会議員	波多昭治後援会	水戸市河和田 1 - 1546 - 1 - 7 - 104	H 15. 3 . 7
高 野 清 美	牛久市議会議員	高野清美後援会	牛久市刈谷町 1 - 73	H 15. 3 . 11
吉 田 ちづこ	土浦市議会議員	吉田ちづこ後援会	土浦市中村南 1 - 7 - 2	H 15. 3 . 14
荒 井 武	土浦市議会議員	あらい武後援会	土浦市永国592 - 2 アヴェニール21 E号室	H 15. 3 . 14
小古井 芳 一	鹿嶋市議会議員	小古井芳一後援会	鹿嶋市平井1359 - 113	H 15. 3 . 17
山 下 恭 一	江戸崎町議会議員	山下きょういちとは ばたく会	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲4385	H 15. 3 . 20
青 木 俊 一	日立市議会議員	あおき俊一後援会	日立市幸町 2 - 13 - 6	H 15. 3 . 26
大 湖 金四郎	江戸崎町議会議員	おおこ金四郎後援会	稲敷郡江戸崎町犬塚882 - 2	H 15. 3 . 31

茨城県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

	届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	玉 造 順 一	水戸市議会議員	玉造順一後援会	水戸市米沢町433 - 30	15. 3 . 27
旧		茨城県議会議員		水戸市大工町 3 - 4 - 24	

茨城県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
青 木 昇	ひたちなか市長	清水のぼるを育てる 会	ひたちなか市高場937	15. 3 . 17
忠 末 裕 一	茨城県議会議員	忠末裕一と仲間たちの ネットワーク	水戸市堀町1140 - 4	15. 3 . 31

茨城県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 4 月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
神 風 英 男	茨城県議会議員	茨城21世紀フォーラム	古河市中央町 2 - 2 - 4	15. 3 . 10

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

平成15年度茨城県防災情報システム保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

生活環境部消防防災課

水戸市笠原町978番 6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成15年 3 月28日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表取締役社長 青 木 利 晴

代理人 東日本支社長 釜 幹 男

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

58,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の場合はその理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更（つくば市北部公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下妻都市計画下水道の変更に伴い、下妻市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更（下妻市東部公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、明野町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更（明野町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の変更に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画の変更（つくば豊里の杜地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合には、その理由 その他必要な事項

財務会計オンラインシステム維持管理業務委託 一式 出納事務局出納第一課 水戸市笠原町978番 6 平成15年 4 月 1 日 株式会社日立製作所 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地 71,064,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

~~~~~

## 正 誤

平成15年 3 月27日付け茨城県報第1452号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤       | 正    |
|-----|----|---------|------|
| 7   | 19 | 第40号    | 第16号 |
| 8   | 30 | 前条第 1 項 | 前条   |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)